森林土木工事調查等 業務委託共通仕様書

令和2年7月改定

兵庫県農政環境部 農林水産局治山課

第	1条	適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第	2条	調査等業務に関する一般事項・・・・・・・・・・・	l
第	3条	各種調査試験等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2	,
第	4条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項	
		(地質・土質調査、測量業務) ・・・・・・・ 2	2
第	5条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項	
		(設計等業務) ・・・・・・・・・・・・・・ 3	}
第	6条	再委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	7条	治山事業測量業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	8条	治山 CAD 製図基準〈治山林道共通〉 ・・・・・・・・ (	3
第	9条	林道事業測量設計等業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	)

# 森林土木工事調查等業務委託共通仕様書 (兵庫県農政環境部農林水産局治山課)

### 第1条 適用範囲

(仕様書)

- 1 兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計・計画に係る業務委託に関する仕様書は、「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」(林野庁長官通知(以下「林野委託仕様書」という)) を基本とする。
- 2 森林土木工事調査等業務委託共通仕様書(以下「本仕様書」という)は兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計及び計画に関する一般的事項を示すものであり、基本的に林野委託仕様書に記載のない事項、記述を統一する事項等を取りまとめたものである。
- 3 林野委託仕様書第1101条第1項による「標準仕様書」、第2101条第1項による「標準仕様書」、第3101 条第1項による「標準仕様書」は本条第1項、第2項より林野委託仕様書と総称し、個々の委託分野に限定 する必要がある場合は、「調査」「測量」「設計」「計画」等を明確にした取扱いをするものとする。
- 4 個々の業務委託契約に関して特別に必要なことについては、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 5 上記 1、2、4 項の仕様書は相互に補完し合うものであり、各仕様書に相違がある場合は、第 4 項→第 2 項 →第 1 項の順に優先することを原則とする。
- 6 兵庫県の施工する治山、林道事業の調査・測量・設計・計画に係る業務委託契約、業務の実施にあたって使用する様式類は、「測量・各調査業務等共通仕様書の提出書類一覧表及び各様式」(兵庫県県土整備部編)に規定されたもの及び契約担当部署等が定めた共通様式によるものとする。但し、「打合せ記録簿」については、「発注者・印」欄の「監督員」又は「調査職員」の記載について、契約書の記載に合わせることとする。
- 7 受注者は、設計図書、仕様書に関して疑義の生じたものは、監督員(測量・調査業務等委託契約による場合) 又は調査職員(土木設計等業務委託契約による場合)と協議するものとする。
- 8 受注者は、本仕様書のうち、委託契約の内容に対する各条項を熟知して、業務遂行しなければならない。
- 9 林野委託仕様書第 1102 条第 1 項、第 2102 条第 1 項、3102 条第 1 項発注者は、契約担当者と読み替えるものとする。
- 10 林野委託仕様書第 1102 条第 3 項、第 2102 条第 3 項以下すべての監督職員は、監督員と読み替えるものと する。
- 11 林野委託仕様書第1102条第4項以下すべての検査職員は検査員と読み替えるものとする。
- 12 林野委託仕様書第 1108 条、第 2108 条以下(第 3 編 設計業務標準仕様書を除く)すべての管理技術者は、 主任技術者と読み替えるものとする。主任技術者の権限は、契約書第 10 条第 2 項に基づく。

#### 第2条 調査等業務に関する一般事項

調査等業務の実施に当たっては、「治山技術基準」、「治山林道必携(調査・測量・設計編)」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「林道規程」、「林道規程の運用細則」、「林道技術基準」、「森林土木工事安全施工技術指針」(以上、林野庁)、「治山事業技術方針」、「民有林林道事業設計方針及び留意事項」及び「地山補強土工法設計・施工指針(案)」、「兵庫県公共測量作業規程」、「兵庫県林業専用道作設指針」、「ロ

ープネット・ロックボルト設計施工指針(案)」(以上、兵庫県)によるもののほか、林野委託仕様書及び本仕 様書によるものとする。

### 第3条 各種調査試験等

発注者は、次の各号に掲げる調査・試験等が必要な場合は、その内容について特記仕様書で定めるものとする。

- (1) 学識経験者等による委員会の設置・運営
- (2) 特殊な工法、機械等に係る開発調査
- (3) 総合治山調査及び地すべり防止対策調査等に一般調査、測量又は設計業務の項目を含む場合
- (4) 森林整備等一般調査に設計・積算業務の項目を含む場合
- (5) その他前各号に準ずる調査・試験等

# 第4条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(地質・土質調査、測量業務)

林野委託仕様書「地質・土質調査業務」及び「測量業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「測量調査業務等委託契約書」を示す。

- 1 第1102条第3項、第2102条第3項監督員とは、契約書第9条に規定する者をいう。
- 2 第 1102 条第 4 項、2102 条第 4 項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第 32 条 第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- 3 第 1102 条第 5 項、2102 条第 5 項主任技術者とは、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 4 第1107条第3項、第2107条第3項監督員の権限は、契約書第9第2項に規定した条項である。
- 5 第 1116 条第 1 項、第 2116 条第 1 項監督員が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第 12 条に基づく。
- 6 第 1117 条第 1 項、第 2117 条第 1 項土地への立入り等については契約書第 13 条の定めに基づく。
- 7 第1120条第1項、第2121条第1項検査については、契約書第32条第1項の規定に基づく。
- 8 第 1121 条第 4 項、第 2122 条第 4 項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第 32 条第 5 項の規定に基づく。
- 9 第 1123 条第 1 項第 4 号、第 2124 条第 1 項第 4 号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第 31 条の規定に基づく。
- 10 第1124条第3項、第2125条第3項の履行期間の延長は、契約書第23条の規定に基づく。
- 11 第1124条第4項、第2125条第4項の契約期間を短縮する場合については、契約書第24条の規定に基づく。
- 12 第1125条第1項、第21226条第1項一時中止については、契約書第20条第1項の規定に基づく。
- 13 第 1126条、第 2127条の発注者の賠償責任について、一般損害は契約書第 28条、第三者に及ぼした損害は契約書第 29条の規定に基づく。
- 14 第 1127 条第 2128 条の受注者の賠償責任等について、一般損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした損害は 契約書第 29 条の規定に基づく。
- 15 第 1127 条 1 第項第 2 号、第 2128 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。
- 16 第1128条第1項、第2129条第1項の部分使用については、契約書第34条の規定に基づく。
- 17 第1129条第1項、第2130条第1項主たる部分については、契約書第7条第1項の規定に基づく。
- 18 第1129条第2項、第2130条第2項については、「契約書第7条第3項だだし書きの規定に基づく。
- 19 第1130条第1項、第2131条第1項成果物の使用等については、契約書第6条第4項の規定に基づく。
- 20 第1130条第2項、第2131条第2項の著作権、特許権その他第三者の権利の対象であり、且つその使用について設計図書に明示のない場合に、その費用負担を発注者に求めることについては、契約書第8条の規定に基づく。
- 21 第1131条第1項、第2132条第1項守秘義務については、契約書第1条第5項の規定に基づく。
- 22 第1135条、第2135条履行報告については、契約書第15条の規定に基づく。

#### 第5条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(設計等業務)

林野委託仕様書「設計業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「土木設計業務等委託契約書」を示す。

- 1 第 3102 条第 3 項以下監督職員は、必要に応じて「調査職員」と読み替える。この場合、「調査職員」と は、契約書第 9 条に規定する者をいう。
- 2 第 3102 条第 4 項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に 基づき検査を行う者をいう。
- 3 第3102条第5項管理技術者とは、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 4 第3102条第6項照査技術者とは、契約書第11条第1項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。
- 5 第3106条第4項管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項のことであり、同条同項に行使できないと規定された権限を除くものとする。
- 6 第3108条第1項担当技術者の人数は、特別の定めのない限り3名までの適切な人数とする。また、受注者が設計共同体の場合は、業務内容、構成員の数及びその他の条件を考慮して別途定めることとする。
- 7 第3114条第1項発注者が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第12条に基づく。
- 8 第3115条第1項土地への立入り等については契約書第13条の定めに基づく。
- 9 第3118条第1項検査については、契約書第32条第1項の規定に基づく。
- 10 第 3119 条第 4 項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第 32 条第 5 項の 規定に基づく。
- 11 第 3120 条第 1 項は、「 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する『予期することのできない特別な状態』とは、契約書第 20 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。」と読むこととする。
- 12 第 3120 条第 2 項は、「監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。」と読むこととする。
- 13 第3121条第1項第4号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第31条の規定に基づく。
- 14 第3122条第3項の履行期間の延長は、契約書第23条の規定に基づく。
- 15 第3123条第1項一時中止については、契約書第20条第1項の規定に基づく。
- 16 第 3124 条第 1 項第 1 号発注者の賠償責任について、一般的損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした災害 は契約書第 29 条の規定による。
- 17 第 3125 条第 1 項第 1 号受注者の賠償責任等について、一般的損害は契約書第 28<del>27</del>条、第三者に及ぼした 災害は契約書第 29 条の規定による。
- 18 第 3125 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。
- 19 第3126条第1項部分使用については、契約書第34条の規定に基づく。
- 20 第3127条第1項主たる部分については、契約書第7条第1項の規定に基づく。
- 21 第3127条第2項については、契約書第7条第3項ただし書きの規定に基づく。
- 22 第3128条第1項成果物の使用等については、契約書第6条第4項の規定に基づく。
- 23 第3129条第1項守秘義務については、契約書第1条第5項の規定に基づく。
- 24 第3133条履行報告については、契約書第15条の規定に基づく。

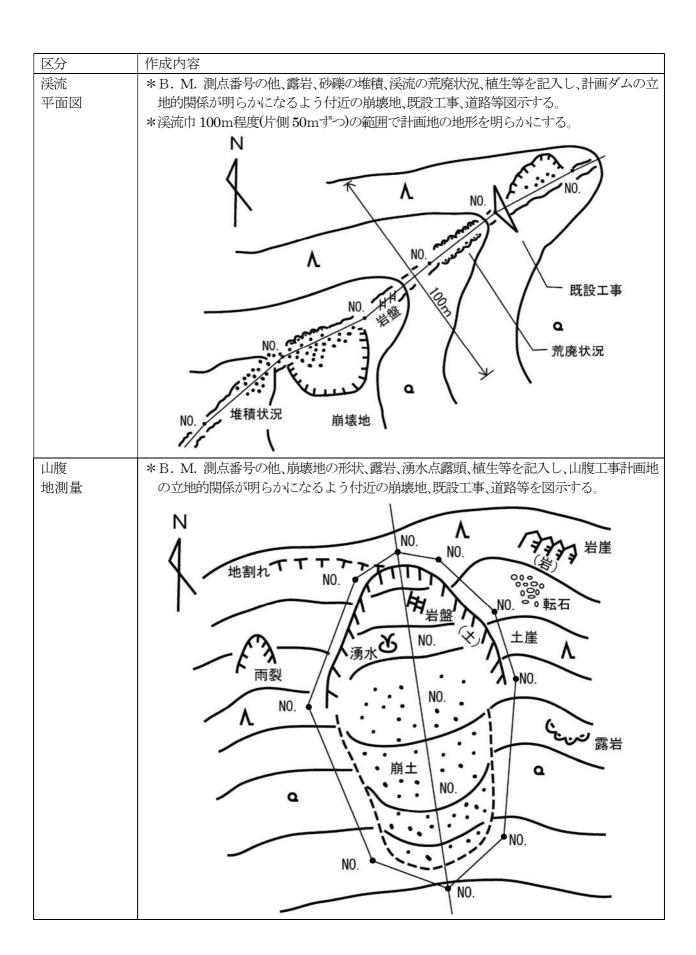
# 第6条 再委託

林野委託仕様書第 1129 条第 4 項、第 2130 条第 4 項、第 3127 条第 4 項の「なお、・・・」以下は、「なお、協力者は、兵庫県の測量・建設コンサルタント業務等入札指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。」と読み替えるものとする。

#### 第7条 治山事業測量業務

- 1 仕様書等に示す尺度は、紙に出力した図面の尺度を示す。
- 2 委託業務の成果品は、発注内容に応じて次に準ずる。
- (1) 社内検査報告書(受託者・照査者の押印があることとする。)
- (2) 検定証明書写し(トータルステーション・レベルなど 有効期限が明記されていることとする。)

- (3) 精度管理表・点検測量記録(主任技術者・点検者などの押印があることとする。)
- (4) 基準点網図
- (5) 測点座標計算書・座標値リスト(点名、座標値XYZを記載することとする。)
- (6) 成果表、成果数値データ
- (7) 観測手簿
- (8) 点検測量簿
- (9) 仮BM設置状況写真(遠景と近景の二種類を撮影し、測点名を記載した黒板を写しこむこととする。 遠景においては付近の地形・地物により測点位置が安易に推測可能な撮影を行うこととする。)
- (10) 紙出力図面 (精査・確認用として1部 平面図、工種配置図、縦断面図、横断面図など)
- (11) 電子媒体 (CD-R・DVD に類するもの: CAD データ及び CSV 形式による測点座標値リストを納めることとする。媒体の表面には、契約番号、実施場所・期間、発注・受注者名などを記載し、媒体を収めるケースには図面名を併記したファイル一覧表を添付することとする。)
- 3 平面測量において用地に関する基準点・境界点・境界線などを測定した場合は、兵庫県公共測量作業規程第4編第4章用地測量に準ずるものとする。
- 4 図面作成は、次に掲げる方法により行うものとする。



# 第8条 治山CAD製図基準 〈治山、林道共通〉

製図基準は、本仕様書及び林野委託仕様書・設計図書に従い、兵庫県公共測量作業規定、JIS A 0101: 土木製図通則、CAD 製図基準(案)((社)土木学会ほか)、土木製図基準((社)土木学会)に準ずる。

#### (1) ファイル形式

- 1) CAD データのフォーマットは、Jw\_cad for Windows とし、納品データの要求を十分満たしていること。 併せて、監督員との協議により SXF (P21) 等のファイル形式のデータを提出すること。
- 2) CAD データのファイル単位は、図面一葉ずつとする。

#### (2) 用紙の指定

- 1) 図面規格は、AサイズA2を標準とし、これによりがたい場合は、その他A版とする。
- 2) 図面は、その長辺を横方向に置いた位置を正位とする。但し、高さの大きい構造物を示す場合には、正位を変えることができる。
- 3) 図面には輪郭を設ける。輪郭外の余白は、A1以上は20mm以上、その他では10mm以上とする。
- 4) 図面に綴じ代を設ける場合は、輪郭を含めて 20 mm以上の綴じ代幅で、標題欄から最も離れた左の端に置く。
- 5) 標題欄の記載位置は、縦断面図においては、輪郭線の図面の左上隅輪郭線に接して記載し、その他の 図面については右下隅輪郭線に接して記載することとする。

# (3) 色の指定

CAD データに用いる色は、色名 (R, G, B): Aqua (0, 255, 255) 、Black (0, 0, 0) 、White (255, 255, 255) 、Lime (0, 255, 0) 、 Yellow (255, 255, 0) 、 Fuchsia (255, 0, 255) 、 Blue (0, 0, 255) 、 Teal (0, 128, 128) 、 Red (255, 0, 0) の 9 色とする。

#### (4) 線太さの指定

- 1) 用いる線種は原則として実線・破線・一点鎖線・二点鎖線の四種類とする。
- 2) 線の太さは、細線・太線・極太線の三種類の組合せとし、細線:太線:極太線をそれぞれ、1:2:4 の比率とする。但し、輪郭線や寸法線などはこれによらない。
- 3) 寸法線や引出線の線種は実線とし、線の太さは 0.13 mmとする。
- 4) 図面の輪郭に用いる輪郭線は、線の種類を実線とし、線の太さは1.4mmとする。
- 5) 線の太さは、0.5 mmを太線とする組合せを標準とするが、図面の大きさや種類により、0.13 mm、0.18 mm、0.25 mm、0.35 mm、0.50 mm、0.70 mm、1.00 mm、1.40 mmから組合せを選択することができる。

### (5) 文字大きさの指定

- 1) 使用するフォントは、原則等幅フォント「MS ゴシック」とする。
- 2) 丸囲み文字・ローマ数字は文字化けの為に使用不可、「ø」等ギリシャ文字は使用できる。
- 3) 文字の大きさは、3.5 mmを標準として、1.8 mm、2.0 mm、2.5 mm、3.5 mm、5.0 mm、7.0 mm、10.0 mm、14.0 mm、20.0 mmから選択する。
- 4) 用紙サイズを A1 で紙出力する際は、3.5、5.0、7.0 mmを原則とする。
- 5) 図面内に使用するタイトルなどは、14.0、20.0 mmとするなど縮小版で紙出力した場合でも読みやすいサイズを使用するよう留意する。
- (6) CAD データのファイルは、図面一葉ずつに半角アルファベットで、図面番号二桁を先頭につけ、アンダーバーを入れた後 図面名を付けることとする。

(例:01\_heimen.jww)

#### (7) 基本作図及びレイヤー名

CADデータのレイヤー名は、下表の例に準ずることとする。但し、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、作図要素の標記を適宜変更してレイヤーを作成することとする。

#### 平面図レイヤー名

原則として下流が図面左側となる位置に作図する。

		1	
グループ	レイヤー	レイヤー名	
レイヤー	' '	作業要素	
0		一般	
	0	図枠	実線、線の太さ1.4mm
	1	ラスタ	地図画像などラスターデータ
	2	標題	
	3	座標線	
	4	基準点	
	5	標定点	測点など
	6	標高点	
	7	計曲線	等高線
	8	主曲線	等高線
	9	変形地	崩壊地、法面、露岩など
	Α	地物	人造物、建物など
	В	地図記号	方位記号、スケールなど
	C	文字	河川名、路線名、施設名称など
1	•	既設	既設構造物を年度・所管毎にレイヤーを分ける
2		地番界	用地境、用地杭
3		事業計画	年度・工区毎にグループレイヤー・レイヤーを設ける
	0	施工範囲	
	1	基準線	
	2	構造物	構造物外形線
	3	記号	工種記号
	4	旗揚げ	事業名、施設名称など

# 縦断図レイヤー名

原則として図面左側を起点とする。

水平方向の縮尺は、平面図と同一とする。

渓流の場合、垂直の縮尺は渓床勾配1/10までは水平縮尺の5倍、1/10以上は2倍を標準とする。 山腹の場合、水平・垂直の縮尺は同一とする。

グループレイヤー		レイヤー名 作業要素	
0		一般	
	0	図枠	実線、線の太さ1.4mm
	1	標題	
	2	罫線	基準軸、帯、縮尺記号
	3	文字列	測点No.、水平・垂直・累加距離など
	4	地山線	
	5	変形地	崩壊地、法面、露岩など
	6	地物	人造物、建物など
	7	性状表示	湧水、堆積土など
	8	旗揚げ	
1		既設	既設構造物を年度・所管毎にレイヤーを分ける
2		事業計画	年度・工区毎にグループレイヤー・レイヤーを設ける
	1	基準線	
	2	構造物	横断構造物外形線
	1	寸法	寸法線、寸法値、勾配、施工基面、構造物標高など
	2	旗揚げ	構造物名称

構造物レイヤー名 堰堤に類する構造物は、第一角法で作図する。

に思うも特色がは、光・月本(IFD)も。				
グループ	レイヤー	レイヤー名		
レイヤー	L ' '	作業要素		
0		一般		
	0	図枠	実線、線の太さ1.4mm	
	1	土砂線	二点鎖線、細線	
	2	岩盤線	一点鎖線、細線	
	3	躯体正面	実線、中太線	
	4	水抜	実線、中太線	
	5	打継目	破線、中太線	
1		構造		
	0	標題		
	1	測点名	測点標高	
	2	中心線		
	3	平面		
	4	詳細	詳細拡大図	
	5	寸法	実線、線の太さ0.13mm	
	6	設計条件		
2		床掘		
	0	標題		
	1	床掘線	実線・破線、細線	
	2	打設計画		
	3	水替		
3		間詰		
	0	標題		
	1	躯体	実線、中太線	
	2	寸法		
•	•			

#### 第9条 林道事業測量設計等業務

#### 1 中心線測量

測点杭の設置については、林野委託仕様書第2212条ほかの記載のとおりとするが、その基準によっても 測点間が10mを超えないようプラス杭を設置すること。

#### 2 横断測量及び横断設計

複数の測点が接近する場合において、地形等条件に差異がなく、測点間距離が 2m以下の場合は、監督員と協議のうえ、横断測量位置を1つにすることができる。

但し、横断測量を省略した場合においても、計画高以外の設計断面に相違がある場合は、横断図を省略しないこと。

#### 3 土質調査

No. 測点ごとに、あらかじめ測定した検測棒等を地山に挿入(打込み)し残尺写真を撮影のうえ、周囲の状況等も勘案したうえで岩盤の深さを推定し、横断図に反映すること。検測棒の挿入にあたっては、転石を考慮して 2~3 点試行すること。

#### 4 境界点測量

林道敷地と民地等との境界に、林道敷の境界杭(森林基幹道測量設計等業務の場合は別途支給、その他 測量設計等業務は受注者が用意(合成樹脂杭))を設置すること。併せて状況写真を撮影すること。

#### 5 測量成果等

測量成果等については、林野委託仕様書第2119条ほかの記載のほか、以下についても提出すること。

- (1) 社内検査報告書(受託者・照査者の押印があること)
- (2) 検定証明書写し(トータルステーション・レベル等 有効期限明記)
- (3) 精度管理表
- (4) 点検測量記録(主任技術者・点検者などの押印があること)
- (5) 測点座標計算書
- (6) 座標値リスト (点名、座標値 XYZ を記載すること) 成果表、成果数値データ
- (7) 観測手簿
- (8) 点検測量簿
- (9) 仮 BM・トラバー杭設置状況写真 (遠景及び近景の 2 種類を撮影し、測点名及び基準値を記載した 黒板を写し込むこととする。遠景においては付近の地形・地物により測点位置が容易に推測可能な撮影 を行うこと)
- (10) 協議記録(協議の経過、それに基づく線形計画、測量、設計の経過を記録した資料、その時使用した 図面(案)など)

#### 6 図面

図面の作成については第8条によることを基本とし、更に以下の各項を遵守すること。

- (1) 提出内容は、平面図、施設配置図、拡幅平面図、求積図、縦断面図、横断面図、構造図、標準図、展開図、高盛土部の平面図、縦断面図、横断面図、各種構造図(よう壁類、排水施設等)及びその他特に指示された図面等を基本とする。
- (2) 図面規格は、Aサイズ A1 を標準とし、これによりがたい場合は、その他 A 版とする。
- (3) CAD データのファイルは、図面一葉ずつに半角アルファベットで、図面番号二桁を先頭につけ、アンダーバーを入れた後 図面名とその種別ごとの連番と括弧書きで路線及び工区名を付けることとする。 (例:05\_横断図 01 (前地・カンカケ線 11-10). Jww)

#### 7 報告書

報告書については、林野委託仕様書第3編第6章 林道設計に関する各条の規定によるほか、以下に留意 して提出すること。

- (1) 十質調查報告書
- (2) 数量計算表 土量計算ほか各工種数量計算表
- (3) 比較設計書 補強土壁工、緑化テールアルメエを使用する場合は、比較設計を行い、それぞれの構造図、 数量計算表を提出すること。その他特殊よう壁を使用する場合も比較設計をすること。
- (4) 安定計算書 構造物(よう壁類) は安定計算をすること。

盛土(残土処理場)高 10m 以上の場合は盛土安定計算をすること。

(5) 流量計算書 (集水面積図 1:5000 程度を含む)

(6) 毎木調査

(7) 写真 全景及び近景 (No. 測点ごと、主要構造物設置区間、谷部排水施設区間、その他

: 各撮影地点における施工地林内の状況写真を含める)

毎木調査状況 (No.ごと、所有界別) 土質調査状況 (No.ごと、その他)

(8) 電子データ (CD-R・DVD に類するものを使用)

CAD ファイル (ファイル一覧表を含む)

座標ファイル(センター杭、境界杭、トラバー杭等)

数量計算書(エクセルファイル)

写真

(9) 報告書 本仕様書第2条 様式1による

電子媒体 契約番号、実施場所、測量・設計区間、発注・受注者名を記載すること

(10) 提出部数 電子媒体、紙媒体(各提出部数及び電子成果品の納入方法については、監督員と協議する

こと)

# 調査業務報告書

(背)	字	(表)
令和年度	の大きさ (小)	令和 年度
	<del>(X)</del>	<ul><li>(契約名称とする)</li></ul>
査		○○郡○○町○○ 地内 (調査箇所がわかるように)
報 告 書	(1)	報 告 書 <del>令和</del> 年 月
○○郡○○町○○ 地内	(中)	兵 庫 県
〇〇〇コンサルタント㈱ 兵庫県〇〇〇〇 <b>事務</b> 所		○○○○○○事務所 ○○○コンサルタント(株)